

最後に『改訂版』には、取扱いが留意されるべき「科学技術の発展と生命倫理との関係」といった現代的課題は、「身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てるよう努めること。」(103頁)との記述があることに着目しておきたい。

本稿ではまったく論証していないことであるが、少なくとも生殖技術に関するテーマから示唆されるのは、解決に向けての取り組み意欲・態度まで踏み込まず、課題に対して生徒が当事者としての判断(=自己決定)を「留保」できるような実践を構想する必要性である。つまり生命倫理に関する問いの知識や認識に留め、意欲・態度については先延ばしにして「決めない」ことも重要なのではないか。これは先に述べた情緒主義的単純化による判断停止状態とは異なる。発達段階を考慮しながらも、情緒的な側面だけでなく、社会科学的な知識や認識も一定得て、さらに生命倫理に関する社会的な問いの様相を知った上で、個人としての判断(=自己決定)を「留保」することである。

生や死の問題にかかわらず、生徒に「時には大きな衝撃を与える重い課題」に関しては、時には判断(=自己決定)を「留保」することも日常生活では重要なスキルであると考え²⁰⁾。このことを意欲や態度を重視しがちな道徳教育のあり方と関連させた場合、どのように考えたらよいのだろうか。このことは指導法の問題とともに、教科としての道徳において生徒の学習を評価するということの是非や意味の問題につながっている。ここに書き留めておき、これらの検討は今後の課題としたい。

注

- 1) 大谷いづみ「あとがきにかえて」学校における生命倫理教育ネットワーク編著『生命の教育』清水書院、2000年、286頁。
- 2) 出生前診断・遺伝子診断といった生殖技術をテーマとする授業を含む生命倫理教育は、高校公民科「現代社会」「倫理」において、1980年代後半から1990

年代の初めに展開されはじめた。1989年の『高等学校学習指導要領解説公民編』に初めて生命倫理という用語が登場し、教科書のなかにも生命倫理に関する叙述がなされるようになった。なお、2000年代半ばまでの高校公民科における生命倫理教育における授業実践の動向については、石原の研究が目配り良く整理している(石原純「生命倫理を視点とした高校公民科の授業開発」兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科博士論文、2008年、5頁)。また、今日では小学校・中学校(道徳・社会科・総合的な学習の時間)、高校(公民科・理科・総合的な学習の時間)において広く実践されるようになってきている。

- 3) 『改訂版』に基づく道徳教科書の検定が小学校では2016年度、中学校では2017年度に実施され、その教科書を使った授業は小学校では2018年度、中学校では2019年度から開始される。
- 4) ここでは道徳の内容の1つとして「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重するようにする」と記述され、それが1998年版(年数は告示年、以下同様)、2008年版に引き継がれてきた。「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」という表現は、1998年版から『学習指導要領』の「第1章 総則」にも登場し、2008年版には中学校においては「特に、生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。」が付け加えられた。
- 5) 「『特別の教科 道徳』の教科書検定について(報告)」教科用図書検定調査委員会、2015年7月23日、4頁。
- 6) 「生命の尊さ」を教える読み物教材として「キミばあちゃんの椿」が掲載されているが、「科学技術の発達と生命倫理」を直接的に扱ったものではない。
- 7) 本稿でいう生殖技術は、柘植あづみの定義に従い、次の3つから構成されているものとする。(1) 妊娠や出産を避けるための避妊や人工妊娠中絶などの技術、(2) 子どもをもつための排卵誘発や陣痛促進などの薬による身体管理と体外受精などの生殖補助技術、(3) 胎児の身体的、遺伝的状態の検査と受精卵や胚の遺伝的状態の検査をしてその特性によって管理・選別する技術(柘植あづみ「生殖技術」見田宗介顧問、大澤真幸・吉見俊哉・鷺田清一編『現代社会学事典』弘文堂、2012年、757頁)。
- 8) 「妊婦血液でダウン症診断2施設が臨床研究 来月から、精度99%」(『日本経済新聞』2012年8月29日)という報道以降、出生前診断のあり方についての議論が再燃し、今日に至っている。
- 9) 高校教科書の採択冊数とは、2014年9月中旬までに都道府県教育委員会から報告された生徒用と教師用の必要見込み数の集計値である(「新課程3年目は0.7%減—15年度高校教科書採択状況—文科省まとめ(上)」『内外教育』2015年1月23日、10頁)。
- 10) 各社の教科書の著作者、検定年月日、採択冊数、新課程中に占める占有率は

以下の通りである。

・実教出版

「実教（旧）」…古田光（ほか7名）『高校倫理』

2007(平成19)年3月22日検定済

「実教（新）」…矢内光一（ほか10名）『高校倫理』

2012(平成24)年3月27日検定済

冊数 62,935／占有率 21.5%

・清水書院

「清水（旧）」…菅野覚明・熊野純彦・山田忠彰（ほか4名）

『高等学校 新倫理 改訂版』

2006(平成18)年3月20日検定済

「清水（新）」…菅野覚明・熊野純彦・山田忠彰（ほか8名）

『高等学校 新倫理 最新版』

2012(平成24)年3月27日検定済

冊数 61,344／占有率 20.9%

・東京書籍

「東書（旧）」…平木幸二郎（ほか7名）『倫理』

2007(平成19)年3月22日検定済

「東書（新）」…竹内整一（ほか7名）『倫理』

2013(平成25)年3月26日検定済

冊数 59,666／占有率 20.3%

・第一学習社

「第一（旧）」…越智貢（ほか7名）『高等学校 改訂版 倫理』

2006(平成18)年3月20日検定済

「第一（新）」…越智貢（ほか7名）『高等学校 倫理』

2012(平成24)年3月27日検定済

冊数 52,934／占有率 18.0%

なお、清水書院は2種類を発行しているが、そのうち『現代倫理 最新版』（2013〔平成25〕年3月26日検定済み）は、冊数17,495、占有率6%と低いことから分析対象から外した。よって、占有率も『現代倫理 最新版』の分は外している。なお旧課程と新課程を合わせて、公民科全体に占める各教科の比率は、「現代社会」58.3%、「倫理」15.8%、「政治・経済」25.9%である。つまり、6割近くの高校生は生命倫理に関する内容を「現代社会」において学んでいる（「公民の冊数増は前年度限り—15年度高校教科書採択状況—文科省まとめ（中）」『内外教育』2015年1月30日、8-10頁）。しかし、本稿では「現代社会」と比べて記述量が多く、詳細な内容が盛り込まれている「倫理」を分析対象とする。

11) 前掲「『特別の教科 道徳』の教科書検定について（報告）」、4頁。

12) この点については、「『生命の尊重』は『生命の権利』としてとらえることに

- よって実体化」するとし、「世界人権宣言」(1948年)や日本国憲法の前文や第13条などの重要性に触れ、「『精一杯生きよう』というメッセージを説くだけでは、子どもに生命の尊さを考えさせることにはなりません。」という指摘が示唆的である(子どもと教科書全国ネット21編『道徳の教科化でゆがめられる子どもたち』合同出版, 2014年, 23-24頁)。
- 13) 大谷いづみ「第12章 生と死の語り方—『生と死の教育』を組み替えるために—」川本隆史編『ケアの社会倫理学—医療・看護・介護・教育をつなぐ—』有斐閣, 2005年, 336-337頁。
 - 14) 同上, 358頁。
 - 15) 他教科などとの関係について『改訂版』では、「道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科, 総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや, 生徒や学校の実態問題意識をもって多面的・多角的に考えたり, 感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと」(103-104頁)と記述されている。つまり, 学校の教育活動全体の「道徳教育の要」として道徳科が位置づけられた上で, 各教科などにおいて「道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目」の指導を補うこととされているのである。この構造を生命倫理教育に当てはめると, 「生命倫理教育の道徳主義化」が進められようとしていることを意味するといえよう。これまで述べてきたことから理解されるように, 本稿の主張を端的に記せば, 生命倫理教育は道徳教育に収まらないということにある。生命倫理の問題を道徳で扱うとしても, 道徳教育を中心にしてそれを補うために各教科での関連する内容を配置するような内容構成は望ましくないと考えている。
 - 16) 道徳の充実に関する懇談会「今後の道徳教育の改善・充実方策について(報告)」2013年12月26日, 11頁。該当箇所は以下のとおりである。「自分自身も社会に参画し, 役割を担っていくべき立場にあることを意識させたり, 社会の在り方について多角的・批判的に考えさせたりするような, 社会を構成する一員としての主体的な生き方に関わる教育(いわゆるシティズンシップ教育)の視点に立った指導も重要となる。〔中略〕特に小学校高学年や中学校では, 現実社会で顕在化している生命倫理や情報倫理, 環境問題など, 多様な価値観が引き出され考えを深めることができるような素材ももっと積極的に活用されるべきである」。
 - 17) 小玉重夫「道徳とシティズンシップ教育の連携可能性」『Voters』(公益財団法人明るい選挙推進協会), 第19号, 2014年4月, 2頁。
 - 18) 東京大学教育学部附属中等教育学校では「中絶に関するモラルジレンマ」といった生命倫理に関わる実践が行われている。そこでは「『権利』・『責任』・『尊厳』・『生命』という市民の教養として必要な意識を育む授業」という考え方の

もと、「子どもの権利」を素材として内容が構成されている。橋本渉編著『シティズンシップの授業』（東洋館出版社，2014年）59-133頁参照。

- 19) 川口広美「学校シティズンシップ教育カリキュラムにおける道徳性の位置づけとその意義—イングランドの場合—」『広島大学大学院教育学研究科紀要』第2部第59号，2010年，67-76頁。
- 20) 念のために記しておくが，中学生段階においても，本人自身や家族の問題として，妊娠・出産や尊厳死問題などに当事者性をもって直面する場合がある。その場合は，「留保」などとはいってられない状況下に当事者としての生徒は置かれる。その場合は道徳教育の範疇を超えて，生徒本人の判断（＝自己決定）に寄り添うような，さまざまな支援が必要となるのは当然のことである。

